

府中市と大塚製薬株式会社との地域活性化に関する協働協定

府中市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による取組を実施することにより、地域の課題に迅速かつ的確に対応し、一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 健康づくり及び食育に関すること。
- (2) スポーツの振興及び青少年の育成に関すること。
- (3) 熱中症対策に関すること。
- (4) 災害対策に関すること。
- (5) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の詳細は、両者合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施において知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙が、本協定の内容の変更を申し出たとき、又は本協定に定めのない事項について調整の必要が生じたときは、その都度協議の上、決定する。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、1年間更新され、その後も同様とする。

（誠実協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は誠意を持って協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名又は記名・捺印をして、各自その1通を所持する。

令和3年1月22日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市長

乙 東京都千代田区神田司町2丁目9番地
大塚製薬株式会社 東京支店
支店長